

県民税株式等譲渡所得割に係る更正の請求の留意点について

平成31年4月

埼玉県・自動車税事務所

1 更正請求手続きについて

法定納期限から5年以内（注1）、又はやむを得ない事情が生じた日の翌日から2月以内（注2）に限り、当初に納入申告した課税標準額、地方税額の減少を請求する手続です。

更正請求しようとする場合は、「県税の更正請求書」（埼玉県税条例施行規則別記様式第18号の2）に、記載例のように必要事項を記載して、法定納期限から5年以内、又は、やむを得ない事情が生じた日の翌日から2月以内に、自動車税事務所へ提出してください。

注1：平成23年12月1日以前に法定納期限が到来している地方税については、法定納期限から1年以内となります。

注2：納入申告の基礎となった課税標準額等が確定判決等により変更となる場合などが該当しますが、事前に自動車税事務所諸税担当まで御相談ください。

2 更正請求書に添付する資料について

更正請求をする場合は、請求の理由となった事実を証明する書類を添付していただく必要があるため、次の資料を必ず添付してください。（コピー可）

- (1) 納入申告した時の領収証書
- (2) 埼玉県へ納入申告した額の資料（電算資料、帳簿等）
- (3) 埼玉県へ納入申告した額が過大であることの経緯を証明する資料（電算資料、帳簿等）
- (4) 譲渡所得等に係る源泉所得税の還付通知書

（後日送付でも可です。ただし、地方税のみの誤り等の場合は不要です。）

- (5) (1) から (4) に掲げるものに加えて、次の表の「請求理由」欄に該当する場合は「添付書類」欄に記載のある書類（全てコピー可）

請求理由	添付書類
納税地の誤り	・ 納税地を誤ったことを証明する書類（顧客の住所が分かるもの等） ・ 都道府県別の支払額、申告納入すべき金額、既に申告納入した額、還付又は納付が必要な額の明細書
計算誤謬	・ 誤った計算をしたことを証明する書類（計算過程等）
二重納付	・ 正しい税額計算資料及び二重に納入されたことを証明する書類
課税対象外に課税	（法人等に係る株式等の譲渡所得から特別徴収） ・ 履歴事項全部証明書等、当該顧客が法人等であることを証明する書類
	（非居住者に係る特定株式等譲渡所得金額から特別徴収） ・ 住民票の除票等で、譲渡対価の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在日本国内に住所を有していなかったことが証明できる書類等、非居住者であることを証明する書類
	（非課税である金融商品から特別徴収） ・ 約款等契約内容が記載されている書類等、非課税商品であることを証明する書類

なお、更正請求書の提出があった場合は、必要に応じて、追加の資料提出や調査をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

【提出先・御不明な点は】 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3

埼玉県自動車税事務所 諸税担当 電話：048-658-0235

記載例 (斜字の部分を記載してください。)

受付印

県 税 の 更 正 請 求 書						
平成29年9月11日 (宛先) 埼玉県自動車税事務所長		納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区 下町3-8-3		
		氏名又は名称 (代表者氏名)	株式会社 コバトン証券 (電話048-xxxx-xxxx)			
		法人番号 (法人の場合のみ)	1234567890123			
年 度	税 目	期 業 年 度	納 期 限	申 告 区 分	備 考	
平成28年度	県民税株式等譲渡割	平成28年	平成29年1月10日			
更正請求の対象となる額			更 正 後 の 額			
課 税 標 準 等	税 額 等	課 税 標 準 等	税 額 等			
250,000円	12,500円	240,000円	12,000円			
申 告 書 の 提 出 年 月 日			平成29年1月10日			
更正・決定の通知を受けた年月日又は国の税務官署が更正・決定の通知をした日			.			
地方税法第20条の9の3第2項各号に掲げる理由の生じた日			.			
請求の理由等	本来、〇〇県に納めなければならない株式等譲渡所得割を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇したことにより、誤って埼玉県に納めてしまったため。既に、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇県に申告済みである (詳細は別紙のとおり)。 還付口座 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義人 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇					

法人番号13桁を必ず記載してください。

以下の事項を記載してください。

「年度」=納入申告書を提出した年度
 「税目」=県民税株式等譲渡割
 「期別事業年度」=源泉徴収選択口座内調整所得金額の支払年 (中途分は支払年月)
 「納期限」=納入申告書の提出期限
 ※「申告区分」「備考」は空欄でかまいません

「更正請求の対象となる額」
 =更正前の納入申告書に記載した「課税標準額」「税額」を記入してください。
 「更正後の額」
 =更正後の正しい「課税標準額」「税額」を記載してください。

「申告書の提出年月日」
=納入申告書を提出した年月日を記載してください。

「請求の理由等」
 =更正請求の原因となった事実等について詳細に記入してください。また、その事実を証する資料 (前ページ 2 更正請求書に添付する資料) を添付してください。また、還付口座も忘れずに記入してください。